

別 表

| 対象疾病（ワクチン） | | 対象者 | |
|------------|---|---|---|
| 1 | 季節性インフルエンザ | 生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢 | |
| 2 | 経皮接種用乾燥BCG | 予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者 | |
| 3 | 沈降精製百日せきジフテリア 破傷風不活化ポリオ混合 | 予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者 | |
| 4 | 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合 | 予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者 | |
| 5 | 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド | 予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者 | |
| 6 | 不活化ポリオ | 予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者 | |
| 7 | 乾燥細胞培養日本脳炎 | 予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者 | |
| 8 | 乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR） 乾燥弱毒生麻しん（M） 乾燥弱毒生風しん（R） | 予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者 | |
| 9 | 小児用肺炎球菌（13価） | 予防接種法で定める対象年齢外であって、6歳未満で医師が必要と認める者 | |
| 10 | 肺炎球菌（23価） | B類の対象者を除く、2歳以上の者 | |
| 11 | 子宮頸がん予防 | 2価 | 予防接種法で定める対象年齢外であって、満10歳以上の女子で医師が必要と認める者 |
| | | 4価 | 予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上で医師が必要と認める者 |
| | | 9価 | 予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上の女子で医師が必要と認める者 |
| 12 | 水痘（乾燥弱毒生水痘ワクチン） | 予防接種法で定める対象年齢外であって、1歳以上で医師が必要と認める者 | |
| 13 | 带状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン） | 50歳以上の者 | |
| 14 | 带状疱疹（乾燥組換え带状疱疹ワクチン） | 50歳以上の者 | |
| 15 | Hib感染症 | 予防接種法で定める対象年齢外であって、10歳未満で医師が必要と認める者 | |
| 16 | B型肝炎 | (1)HBs抗原陽性の母親から生まれたHBs抗原陰性の乳児 (2)ハイリスク者（医療従事者、腎透析を受けている者、海外長期滞在者など）・一般の任意接種者 (3)汚染事故時（事故後のB型肝炎発症予防） | |
| 17 | おたふくかぜ | 1歳以上（生後24～60月の間に接種することが望ましい） | |
| 18 | A型肝炎 | 1歳以上の小児が推奨される | |
| 19 | 狂犬病 | 全年齢 | |
| 20 | 破傷風 | 全年齢 | |
| 21 | 肺炎球菌（13価） | 高齢者または肺炎球菌による疾病に罹患するリスクが高いと考えられる者 | |
| 22 | 髄膜炎菌 | 2歳以上56歳未満 | |
| 23 | 百日せき 3種混合（DTP） | 5歳以上で初回免疫が完了している者 | |

注）予防接種の実施については、定期予防接種の実施要領に準拠して行う。

予防接種の実施については、予防接種リサーチセンター発行の「予防接種ガイドライン」最新版、医薬品医療機器等法に定められた添付文書の用法用量による。ただし、医師が必要と認める者については、その限りではない。